平成２５年（フ）第４６４号
熊本市中央区新大江３丁目14番25号　205、前住所熊本市東区保田窪本町13番35号　バイパスハイツ302号
債務者　西島　安代
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６７号
熊本市北区龍田７丁目27番43号
債務者　谷本　浩一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４９号
青森市大字久栗坂字山辺75番地６
債務者　熊谷よう子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８６号
名古屋市港区明正１丁目289番地　ディアコートＮ203号、従前の住所名古屋市港区川西通５丁目11番地の３　ファミリアーレ正保南301号
債務者　前泊　初子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５２号
大阪府寝屋川市高宮新町３番１号
債務者　今村　光子（旧姓大北）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６６号
大阪府茨木市丑寅２丁目７番23号　ソロ南茨木313号
債務者　大西　理博
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１０号
大阪府門真市小路町２番１号　コトブキマンション201号
債務者　熊野　勝子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７８号
大阪府寝屋川市太秦中町14番15号
債務者　安達　孝之
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７９号
大阪府寝屋川市太秦中町14番15号
債務者　安達佳菜子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３３号
大阪市都島区網島町12番11―707号
債務者　坪倉　健一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６９号
大阪市生野区巽中１丁目24番12―707号
債務者　板東　幸恵
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８９号
大阪市淀川区新高３丁目４番26―304号
債務者　岩田ふじ枝
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５４９号
大阪府東大阪市島之内２丁目１番６号
債務者　三木　文男
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５６号
大阪府吹田市千里山西１丁目18番22号
債務者　田井智香子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３３１号
東京都世田谷区桜１丁目６－８―205
債務者　鷹栖　裕輔
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３３６号
千葉県千葉市美浜区打瀬３丁目９番地　パティオス22番街217号
債務者　佐々木義幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３３７号
千葉県八千代市大和田新田15　高津団地５街区21―403
債務者　六車　芳文
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部